

# 山形県建築物エネルギー消費性能適合性判定事務処理要領

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第11条第1項及び第2項並びに法第12条第2項及び第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適合性判定」という。）の実施に必要な事項を定め、円滑な事務処理を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、法に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 申請者 省エネ適合性判定を受けようとする者をいう。
- 二 計画書等 法第11条第1項に定める建築物エネルギー消費性能確保計画書及び法第12条第2項に定める建築物エネルギー消費性能確保計画通知書をいう。
- 三 変更計画書等 法第11条第2項に定める変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画書及び法第12条第3項に定める変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画通知書をいう。
- 四 建築主事等 建築確認の審査を行う各総合支庁建設部建築課の建築主事及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21に規定する指定確認検査機関をいう。

## 第2章 省エネ適合性判定

### (申請書等の提出)

第3条 申請者が計画書等又は変更計画書等（以下「申請書等」という。）を山形県に提出する場合について、次のとおり定める。

- 2 申請書等は、県土整備部建築住宅課（以下「建築住宅課」という。）に提出するものとする。
- 3 申請書等の提出部数は、正本1部、副本2部とする。
- 4 申請書等の様式、添付図書、記載事項等は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。）による。  
なお、規則第1条表（い）項に定める設計内容説明書は、設計内容説明書（要領様式第1号）によるものとする。
- 5 申請者は前項で定める添付図書のうち、エネルギー消費性能適合性評価に用いた計算書については、電子データ（計算書に用いた各入力シート及びWebプログラム入力情報）を磁気ディスク（CD-R等）に記録したものも提出するものとする。
- 6 申請書等には、山形県手数料条例で定められた金額（以下「手数料額」という。）の山形県証紙を添付するものとする。

**(申請書等の受付)**

第4条 (略)

**(申請書等の取下げ)**

第5条 申請者は、提出した申請書等を取下げるときは、建築物エネルギー消費性能確保計画取下げ届（要領様式第3号）を建築住宅課に提出しなければならない。

**(新築等の取りやめ)**

第6条 申請者は、省エネ適合性判定を受けた建築物の新築等を取りやめるときは、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の新築等取りやめ届（要領様式第4号）に規則第6条第1項第1号の通知を添付して、建築住宅課に提出しなければならない。

**(建築物の譲渡等)**

第7条 申請者は、省エネ適合性判定を受けた建築物を譲渡した場合又は建築物の名義を変更した場合は、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の譲渡（名義変更）届（要領様式第5号）を建築住宅課に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出は、譲渡人又は後名義人が行うこともできる。

**(軽微変更該当証明申請書の提出)**

第8条 規則第13条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が、規則第5条（第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）で定める軽微な変更のうち、建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更（建築物エネルギー消費性能確保計画の根本的な変更を除く。）に該当していることを証する書面の交付を、山形県に申請する場合について、次のとおり定める。

- 2 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請書（要領様式第6号）（以下「軽微変更該当証明申請書」という。）を申請しようとする者は、申請を行う前に建築住宅課に変更内容について事前相談の上、提出するものとする。
- 3 軽微変更該当証明申請書の提出部数は、正本1部、副本2部とする。
- 4 軽微変更該当証明申請書には、申請書等の様式の第二面から第五面、法第3条第4項に定める変更計画書等に必要な添付図書等及び法第3条第5項に定める磁気ディスクを添えて提出するものとする。
- 5 軽微変更該当証明申請書には、山形県手数料条例で定められた手数料額の山形県証紙を添付するものとする。

**(軽微変更該当証明申請書の受付)**

第9条 (略)

#### (軽微変更該当証明申請書の取下げ)

第10条 申請者は、軽微変更該当証明申請書を取下げるときは、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請取下げ届（要領様式第8号）を建築住宅課に提出しなければならない。

### 第3章 省エネ適合性判定に係る完了検査

#### (完了検査申請の添付書類)

第11条 省エネ適合性判定の適合通知書の交付を受けた建築物の建築主が、建築基準法に基づく完了検査の申請を山形県にしようとする場合について、次のとおり定める。

- 2 建築基準法施行規則（昭和25年省令第40号）に定める図書及び書類に、建築物エネルギー消費性能基準に係る工事監理報告書（要領様式第9号）を添えて、当該建築物の所在地を管轄する建築主事等に提出するものとする。
- 3 規則第5条（規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に定める軽微な変更を行った場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（要領様式第10号）及び説明図書を前項の書類に併せて提出するものとする。
- 4 第1項から前項までの規定は、建築基準法に基づく仮使用認定を受ける場合について準用する。この場合において、「完了検査」とあるのは「仮使用認定」と読み替えるものとする。

### 第4章 特定建築物に係る基準適合命令等

#### (基準適合命令等)

第12条 (略)

#### (報告の徴収)

第13条 (略)

#### 附 則

この要領は、平成29年4月1日より適用する。

#### 附 則

この要領は、平成30年4月1日より適用する。

#### 附 則

この要領は、令和3年4月1日より適用する。

#### 附 則

この要領は、令和5年4月1日より適用する。

#### 附 則

この要領は、令和7年4月1日より適用する。